

平成 2 1 年度版（確定版）

自 己 点 検 シ ー ト

（人員・設備・運営編）

介 護 老 人 福 祉 施 設
併設(介護予防)短期入所生活介護

（ユ ニ ッ ト 型）

施 設 名：
年 月 日：平成 年 月 日
担 当 者：

※ 介護報酬の解釈の頁は、平成 2 1 年 4 月版となっています。

根拠となる法令・通知等	根拠の記載	初出頁
(指定介護老人福祉施設)		
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）	39号省令	II 598
・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	43号通知	II 598
・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第21号）	21号告示	I 582
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	40号通知	I 583 短期 I 275 (140)
・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）	268号告示	II 21
・厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成12年11月21日老振第77号・老健第123号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）	77・123号通知	II 651
・指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（平成14年8月7日老計発第0807004号厚生労働省老健局計画課長通知）	0807004号通知	II 655
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）	46号省令	II 656
・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局長通知）	214号通知	II 656
(指定短期入所生活介護)		
・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）	37号省令	II 200 (8)
・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	25号通知	II 200 (10)
・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）	19号告示	I 274 (137)
(指定介護予防短期入所生活介護)		
・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）	35号省令	II 907 (844)
・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）	127号告示	I 934 (872)
・「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）	0317001号通知	I 937 (873)
(共通)		
・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	法律	
・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）	規則	
・厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生省告示第23号）	23号告示	II 1068
・厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）	25号告示	II 1088
・厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生省告示第26号）	26号告示	II 1100
・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）	27号告示	II 1124
・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）	29号告示	II 1155
・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）	419号告示	II 16
・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）	123号告示	II 17
・介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号）	413号告示	II 1265
・介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号）	414号告示	II 1266
・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）	54号通知	II 22
・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）	75・122号通知	II 26
・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）	8号通知	
・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）	18号通知	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特養・短期共通事項 <u>ゴシック体</u> 特養のみの事項 <u>ゴシック体</u> 短期のみの事項 <u>明朝体</u> ・短期の場合は、「入所者」を「利用者」に読み替える。 予防の場合は、「要介護者」を「要支援者」に読み替える。 <p>第1 基本方針</p> <p>【37号省令140条の3、39号省令39条、35号省令152条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。 <p>《基本方針》</p> <p>(1) <u>ユニット指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居室における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。</u></p> <p>(2) <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p><短期入所生活介護></p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <p><介護予防短期入所生活介護></p> <p>ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。 	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>根拠条項 特養・共通 <u>明朝体</u> 短期のみ <u>明朝体</u></p> <p>【Ⅱ228、634、915】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類										
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>【37号省令121条、39号省令2条、35号省令129条、25号通知第3-8-1(1)～(4)、43号通知第2】</p> <p>1 医師 (1) 健康管理・療養上の指導を行うために必要数を配置しているか。(嘱託医でも可)</p> <p>2 生活相談員 (1) 入居者100に対して又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。 (2) 常勤であるか。 (3) 社会福祉主事の資格を有する者又は同等以上の能力を有すると認められる者か。 【46号省令5条2項、社会福祉法19条1項】</p> <p>3 介護職員又は看護職員 (1) 常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置しているか。 (2) <u>看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりか。</u> <table data-bbox="268 1084 967 1346"> <tr> <td>入居者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>30超50以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td>50超130以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td>130超</td> <td>3に「入居者数130を超えて50又はその端数を増すごとに」1を加えて得た数以上</td> </tr> </table> ・看護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 (3) ・介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 (定員20人未満である併設事業所にあつては、この限りではない。)</p> <p>4 栄養士 (1) 1人以上配置しているか。 〔ただし、入居定員が40人を超えない施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくても差し支えない。〕</p> <p>5 機能訓練指導員 (1) 1人以上配置しているか。 (2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。 〔ただし、入居者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行つても差し支えない。〕</p>	入居者数		30以下	1以上	30超50以下	2以上	50超130以下	3以上	130超	3に「入居者数130を超えて50又はその端数を増すごとに」1を加えて得た数以上	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ200～202、<u>599～602</u>、<u>907～909</u>】</p> <p>・運営規程 ・勤務表</p> <p>・勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・入居者数がわかる書類 ・養成機関修了証等 ・職員履歴書 【Ⅱ658】</p> <p>・勤務表 ・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類</p> <p>・勤務表 ・免許証等(写) <u>25号通知第3-8-1(3)</u> <u>43号通知第2-3</u></p>
入居者数												
30以下	1以上											
30超50以下	2以上											
50超130以下	3以上											
130超	3に「入居者数130を超えて50又はその端数を増すごとに」1を加えて得た数以上											

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>6 介護支援専門員</p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の者を1人以上配置しているか。 <u>入居者数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする。</u> <u>(増員分については、非常勤でも可)</u></p> <p>(2) 当該施設の常勤の介護支援専門員は、<u>居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。</u> <u>ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</u></p> <p>☆ 指定短期入所生活介護事業併設等の場合 [空床利用]</p> <p>(1) 従業者の員数は利用者を入所者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。</p> <p>[併設の場合]</p> <p>(1) 医師、栄養士、機能訓練指導員 ・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設に支障がない場合は兼務可。</p> <p>(2) 生活相談員、介護職員又は看護職員 ・施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。 <u>看護職員数の算定については算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。</u> <u>なお、併設事業所の定員が20人以上の場合には、短期事業所に看護職員を1名以上常勤で配置しなければならない。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類 ・職員名簿 ・専門員証等(写) <u>(1)の増員分、(2)は43号通知第2-4(1)、(2)</u></p> <p>37号省令121条2項</p> <p>25号通知第3-8-1(1)</p> <p>40号通知第2-2(4)③ 0317001号通知第2-8(4)③ 【I 278,938】</p>
<p>7 入居者数の算定</p> <p><u>【37号省令121条3項、39号省令2条2項、35号省令129条3項、25号通知第2-2(5)、43号通知第2-6(5)】</u> 従業者の員数を算定する場合の入居者の数は、前年度の平均値としているか。 ただし、新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p><u>【II 13,14,201,202,600~602,908】</u></p>
<p>第3 設備に関する基準 [設備については全て現場確認]</p> <p><u>【37号省令140条の4、附則3条、39号省令40条、附則3条、35号省令153条、附則3条、25号通知第3-6-2(3)、-8-2、-4(3)、43号通知第3-1、-3、第5-3】</u></p>	<p>適 否</p>	<p><u>【II 145,146,203~206,229~234,602~604,635~639,915~918】</u></p>
<p>0 利用定員等</p> <p>・ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。 <u>ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホーム(空床型)の場合にあつては、この限りではない。</u> <u>また、併設事業所の場合にあつては、利用定員が20人未満でも差し支えない。</u></p>	<p>適 否</p>	<p>37号省令123条、140条の5、35号省令131条、154条</p>

(ユニット型)介護老人福祉施設・併設型(介護予防)短期入所生活介護

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>1 居室</p>		
<p>(1) 併設型指定短期入所生活介護事業所として専用のユニットを設けているか。(空床利用型を除く)</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平面図 ・ 運営規程
<p>(2) 一の居室の定員は、1人となっているか。 (ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。)</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定申請、変更届(写)
<p>(3) ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。</p>	適 否	
<p>・一のユニットの入居定員は、概ね10人以下としているか。 (ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも差し支えない。 なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たしているか。 ①入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「概ね10人」と言える範囲内の入居定員であるか。 ②入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であるか。</p>	適 否	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ハ、43号通知第5-3(4)③</p>
<p>【ユニットの入居定員に関する既存施設の特例】 ・平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建設中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、上記②の要件は適用しない。 ・平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設(建設中のものを含む。)が同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む。)場合は、上記①及び②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りではない。</p>		<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ニ、43号通知第5-3(4)④</p>
<p>(4) ユニット型個室における一の居室の床面積は、<u>13.2 (10.65) m²</u>以上を標準としているか。(経過措置あり)</p>	適 否	
<p>(ただし、(2)のただし書の場合にあっては、<u>21.3m²</u>以上を標準としているか。(経過措置あり)</p>		
<p>【経過措置】 平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(同日以後に増築又は改築された部分を除く。)の場合は、「<u>13.2m²以上を標準</u>」を「<u>10.65m²以上</u>」と、「<u>21.3m²以上を標準</u>」を「<u>21.3m²以上</u>」とする。</p>		
<p>(5) ・ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合におけるユニット型準個室の一の居室の床面積は10.65m²以上であるか。</p>	適 否	
<p>(ただし、(2)のただし書の場合にあっては、<u>21.3m²</u>以上を標準としているか。</p>		
<p>・天井と壁との間に一定の隙間が生じていることは差し支えないが、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されているか。</p>	適 否	
<p>・居室として一定程度以上の大きさの窓があるか。</p>	適 否	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑥ホb、43号通知第5-3(4)⑤ロ</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>・居室への入口が複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないことはないか。</p> <p>(6) <u>ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。</u></p> <p>(7) <u>日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>2 共同生活室</p>		
<p>(1) ・共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p> <p>・共同生活室は、次の2つの要件を満たしているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(1) 他ユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるか。</p> <p>2) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑦イ、43号通知第5-3 (5)①</p>
<p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>【経過措置】</p>		
<p>平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築又は改築された部分を除く。）の場合は、「2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」を「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>		
<p>(3) 必要な設備及び備品を備えているか。 (テーブル、椅子、簡易な流し・調理設備等)</p>	<p>適 否</p>	<p>25号通知第3-8-4(3) ⑦ロ、43号通知第5-3 (5)③</p>
<p>3 洗面設備</p>		
<p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。 (高さ、蛇口の構造や鏡の向き、手摺り等)</p>	<p>適 否</p>	<p>梟例示</p>
<p>4 便所</p>		
<p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(2) ・ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ・要介護者が使用するのに適したものであるか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>5 浴室</p>		
<p>(1) 要介護者が入浴するのに適したものであるか。 (浴室や脱衣場の転倒防止の配慮、手すりの設置、特別浴槽等)</p>	<p>適 否</p>	<p>梟例示</p>
<p>6 医務室</p>		
<p>(1) <u>医療法第7条第1項の規定に基づき梟の許可を受けているか。</u></p>	<p>適 否</p>	<p>・診療所開設許可書 ・医薬品に関する台帳、備品に関する台帳</p>
<p>(2) ・<u>必要な医薬品、医療用具は整っているか。</u></p>	<p>適 否</p>	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・必要に応じて臨床検査設備を設けているか。</p>	適 否	
<p>7 廊下幅 (1) 1.8m以上、ただし、中廊下は2.7m以上となっているか。 廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下は、1.8m以上）として差し支えない。</p>	適 否	アルコーブ等
<p>8 消火設備 (1) 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。</p>	適 否	
<p>9 その他 (1) <u>上記に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供しているか。</u> ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。 (2) 【面積又は数の定めのない設備】 ・身体の不自由な利用者が使うのに不自由のない広さを有しているか。 ・利用者のため必要な数が設置されているか。</p>	適 否 適 否	25号通知第3-8-2(4) 43号通知第3-1、第5-3(10)
<p>第4 運営に関する基準</p>		
<p>1 内容及び手続の説明及び同意 【37号省令125条、39号省令4条、35号省令133条、25号通知第3-8-3(1)、43号通知第4-1】 (1) ・重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 (旧措置入所者に対しても同様に説明しているか。) ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ・利用申込者の同意は、適正に徴されているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	適 否 適 否 適 否	【Ⅱ206、207、606、607、911、912】 〔説明・同意の方法手順等を確認〕 ・説明文書 ・入居申込書 ・同意に関する書類 (1)③、④、同意書面、 (2)は25号通知、43号通知
<p>2 提供拒否の禁止 【37号省令9条、39号省令4条の2、25号通知第3-1-3(2)、43号通知第4-2】 (1) ・正当な理由なく提供を拒んでいないか。 正当な理由の例： ①入院治療の必要がある。 ②適切なサービスを提供することができない。 ③事業所現員からは利用申込に応じきれない。 ④居住地が通常の実施地域外。 ・要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。</p>	適 否 適 否	【Ⅱ207、607】 ・入居申込書 ・入居申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料 (1)正当な理由の例は25号通知、43号通知

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>3 サービス提供困難時の対応 【37号省令10条、39号省令4条の3、25号通知第3-1-3(3)】 (1) 自ら便宜を供与することが困難な場合は、居宅介護支援事業者への連絡、<u>適当な他の指定短期入所生活介護事業所、適切な病院、診療所、介護老人保健施設</u>を紹介する等適切な措置をどのように講じているか。</p>	適 否	<p>【Ⅱ208、607、608】 ・紹介の記録</p>
<p>4 受給資格等の確認 【37号省令11条、39号省令5条、25号通知第3-1-3(4)、43号通知第4-3】 (1) ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 (①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間) (2) 認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	適 否	<p>【Ⅱ208、608】 ・施設サービス計画書 ・入居者に関する記録</p>
<p>5 要介護認定の申請に係る援助 【37号省令12条、39号省令6条、25号通知第3-1-3(5)、43号通知第4-4】 (1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは (①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②入居申込者の意思を踏まえ、代行申請を行うか、申請を促す。) (2) 更新の申請は、有効期間満了の60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助しているか。</p>	適 否	<p>【Ⅱ208、209、608】 ・入居者に関する書類 ※は25号通知、43号通知</p> <p>期間満了の60日前は規則39条</p>
<p>6 入退居 【37号省令13条、126条、39号省令7条、35号省令134条、144条、25号通知第3-8-3(2)、43号通知第4-5】 (1) 入居対象に適した者であるか。 (2) <u>入居申込者の数が、入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めているか。</u> <u>なお、こうした優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。</u> (3) 入居に際して、入居申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握しているか。(本人・家族との面談等) (4) <u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等と定期的に協議しているか。</u> (5) <u>居宅での介護が可能と判断される場合、入居者及びその家族等の希望、退居後の環境等を勘案し、円滑な退居のため必要な</u></p>	適 否	<p>【Ⅱ207、209、609、610、912、929、930】 ・入居者に関する書類 ・入所指針 ・入居申込書 ・受付簿 ・入居順位名簿 ・入所検討委員会議事録 [把握方法を確認] ・協議に関する記録 ・相談、助言、紹介等の記録 ・情報提供の記録 (2)は0807004号通知 (2)尚書、(6)は43号通知</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>援助を行っているか。</p> <p>(6) ・安易に施設側の理由により退居を促すことのないように留意しているか。</p> <p>・退居が可能になった入居者の退居を円滑に行うために、介護支援専門員及び生活相談員が中心となって、退居後の主治の医師及び居宅介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図っているか。</p> <p>(7) 入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他サービス提供者等との連携に努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>7 サービスの提供の記録</p> <p>【37号省令19条、39号省令8条、25号通知第3-1-3(9)、43号通知第4-6】</p> <p>(1) 入退居の記録を被保険者証に記載しているか。</p> <p>記載事項 ①入居年月日 ②入居施設の種類及び名称 ③退居年月日</p> <p>(2) ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。</p> <p>・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。</p> <p>・その他必要な事項は記載されているか。</p> <p>(3) ・サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>・当該記録を2年間保存しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ210、226、610、633、914】</p> <p>・入居者に関する書類</p> <p>・サービス計画書</p> <p>37号省令139条の2第2項、39号省令37条2項、35号省令141条2項</p>
<p>8 利用料等の受領</p> <p>【37号省令140条の6、39号省令41条、35号省令155条、25号通知第3-1-3(10)①、②、-8-3(3)、-4(4)、43号通知第4-7、第5-4】</p> <p>(1) 〔法定代理受領サービスに該当する場合〕</p> <p>・1割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>(※旧措置入所者の特例あり)</p> <p>(2) 〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕</p> <p>・10割相当額の支払いを受けているか。</p> <p>・施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>(3) 〔居住費・食費〕</p> <p>・利用者と施設の契約に関する「指針」に沿って適正な契約が行われているか。</p> <p>・居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。</p> <p>・居住費の設定に当たっては、施設の建設費用(修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案)が勘案されているか。また、近隣の類似施設の平均的水準とかけ離れていないか。</p> <p>・食費の設定に当たっては、「食材料費」+「調理費」相当として適切に設定されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ211～213、235、236、610～613、639～641、912、913、918、919】</p> <p>・運営規程</p> <p>・サービス計画書</p> <p>・領収証控</p> <p>・送迎日誌</p> <p>419号告示</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区別されているか。 	適 否	
(4) [特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合]	適 否	123号告示
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な居室・特別な食事の提供に係る基準等に沿って適正な契約が行われているか。 	適 否	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な居室の施設、設備等が利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入居者等から受けるのにふさわしいものであるか。 	適 否	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な居室の提供が、入居者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われているか。 	適 否	
(5) [その他の費用の支払を受けている場合]	適 否	運営規程は37号省令
<ul style="list-style-type: none"> ① 実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 	適 否	140条の11、39号省令
<ul style="list-style-type: none"> ② 理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。 	適 否	46条、35号省令156条
<ul style="list-style-type: none"> ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。 	適 否	③の括弧書は54号通知、法律48条
<ul style="list-style-type: none"> ・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。 	適 否	25号通知第3-1-3
<ul style="list-style-type: none"> ・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。 	適 否	(10)、43号通知第4-7
<ul style="list-style-type: none"> (積算根拠は明確にされているか。) 	適 否	(3)
<ul style="list-style-type: none"> ・「預り金の出納管理に係る費用」の支払いを受ける場合は、<u>厚労省通知の要件を満たしているか。</u> 	適 否	54号通知別紙(7)③
<ul style="list-style-type: none"> (6) ・(1)から(5)までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。 	適 否	(1)～(4)は37号省令
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。 	適 否	140条の6第5項、39号
<ul style="list-style-type: none"> ・「その他日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。 	適 否	省令41条5項、35号省令155条5項
(7) ・利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。	適 否	(5)は75・122号通知
<ul style="list-style-type: none"> ・「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。 	適 否	【I 31, 561】
<ul style="list-style-type: none"> ・課税の対象外に消費税を賦課していないか。 	適 否	法律41条8項、48条7
<ul style="list-style-type: none"> (8) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。 	適 否	項、53条7項、規則65
9 補足給付		条、82条、85条、消費
【規則83条の7、97条の4、法律51条の2第2項、61条の2第2項、413号告示、414号告示】		税法6条1項、別表第
(1) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入居者について、「負担限度額認定証」の提示を受け確認を行っているか。	適 否	一7号イ、消費税法施
(2) 利用者負担第1段階から第3段階に属する入居者について、それぞれの負担限度額を超えて、居住費・食費を徴収していな	適 否	行令14条の2第1項

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>いか。</p> <p>10 保険給付の請求のための証明書の交付 【37号省令21条、39号省令10条、25号省令第3-1-3(11)、43号通知第4-8】 [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合] (1) 適切に内容(サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項)を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p> <p>11 指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)の取扱方針 【37号省令16条、140条の7、39号省令42条、35号省令136条、143条、144条、25号通知第3-8-4(5)、第4-3-8(1)、(2)、43号通知第5-5】 (1) 施設サービス計画(短期入所生活介護計画)に基づき、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。 (2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮しているか。 (3) 入居者のプライバシーの確保に配慮しているか。 (4) 入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。 (5) 施設サービス計画(短期入所生活介護計画)の目標等処遇上必要な事項(サービスの提供方法等)について、理解しやすいように説明を行っているか。又どのような工夫をしているか。 (6) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。 ☆身体拘束禁止の対象となる具体的行為 ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレールで囲む)。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。 ※その他、各施設において問題となっている事例を視察する。 (7) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ213、613】 ・サービス提供証明書(控)</p> <p>【Ⅱ210、236、237、641、642、913、929、930】 ・入居者に関する書類 ・処遇に関する日誌 ・施設サービス計画書 ・行事、日課予定表 ・身体拘束に関する記録 (5)の目標等は25号通知、43号通知</p> <p>身体拘束ゼロへの手引き</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>由を記録しているか。</p> <p>(8) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>12 施設サービス(短期入所生活介護)計画の作成 【37号省令129条、39号省令12条、35号省令144条、25号通知第3-8-3(5)、第4-3-8(2)、43号通知第4-10】</p>		<p>【Ⅱ214、215、614～617、929、930】 [作成方法等について確認]</p>
<p>(1) 施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が行っているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・運営規程</p>
<p>(2) 施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・職務分担表 ・入居者の能力、環境等を評価した書類 ・協議の記録</p>
<p>(3) 施設サービス計画の作成に当たっては、入居者が現に抱えている問題点や解決すべき課題を把握しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・施設サービス計画の原案</p>
<p>(4) ・(3)に規定する解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 ・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか</p>	<p>適 否</p>	<p>・施設サービス計画書</p>
<p>(5) アセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>(4)研鑽は43号通知</p>
<p>(6) サービス担当者会議(入居者に対する施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士等の介護及び生活状況等に関係する担当者(以下(11)までにおいて「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(7) 施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ているか。 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表(「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)に示す標準様式を指す。)に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。</p>	<p>適 否</p>	<p>43号通知第4-10</p>
<p>(8) 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(9) ・施設サービス計画の作成後の実施状況の把握(入居者についての継続的なアセスメントを含む。)を行っているか。</p>	<p>適 否</p>	

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>・必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。</p> <p>(10) (9)に規定する実施状況の把握(モニタリング)に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>① 定期的に入居者に面接すること。</p> <p>② 定期的モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(11) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>① 入居者が要介護更新認定を受けた場合</p> <p>② 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p><短期入所生活介護></p> <p>(1) 継続して入所(概ね4日以上連続)する利用者について、管理者は、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・短期入所生活介護計画書</p> <p>・居宅サービス計画書</p>
<p>(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成されているか。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>(1)の概ね4日以上連続は25号通知第3-8-3(4)、第4-3-8(2)</p> <p>(2)の尚書は25号通知</p>
<p>(3) 管理者は、サービスの目標や内容等について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>適 否</p>	
<p>13 介 護</p>		
<p>【37号省令140条の8、39号省令43条、35号省令145条、25号通知第3-8-3(6)③～⑥、-4(6)、第4-3-8(3)、43号通知第4-11(3)～(7)、第5-6】</p>		<p>【Ⅱ215、216、237、238 618、619、642、643、 931】</p>
<p>(1) ・入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>・入居者の人格に十分配慮して行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・施設サービス(短期入所生活介護)計画書</p>
<p>(2) 入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・入居者台帳</p> <p>・入居者に関する書類</p>
<p>(3) ・入居者に適切な方法により、入浴の機会を提供しているか。</p> <p>・入居者に適応した入浴方法により実施しているか。(特別浴槽入浴、介助浴等)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・入浴に関する記録</p> <p>・介護・看護に関する記録</p>
<p>・入浴が困難な場合は、清しきを実施するなど入居者の清潔保持に努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・排せつに関する記録</p>
<p>(4) 排せつの自立についてトイレ誘導や排せつ介助等必要な援助を行っているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>・勤務体制表</p>
<p>(5) ・入居者に適したおむつを提供しているか。</p> <p>・おむつ交換は入居者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・勤務に関する記録</p> <p>(1)の人格は37号省</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>(6) ・褥瘡の予防のための体制を整備しているか。 ・介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有しているか。 ・日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させているか。</p> <p>例えば</p> <p>① 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。</p> <p>② 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護師が望ましい。)を決めておく。</p> <p>③ 医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。</p> <p>④ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備する。</p> <p>⑤ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。</p> <p>また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(7) 離床、着替え、整容など入居者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。</p> <p>(8) ・常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させているか。 ・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。 (2以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時1人以上の常勤の介護職員を配置)</p> <p>(9) 入居者の負担により、付添など雇用させていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否 否</p> <p>適 否</p>	<p>令140条の3、15、39号 省令1条2項、39条1 項、51条、35号省令 152条、166条、25号通 知、43号通知</p> <p>(3)の括弧書は県例 示 (4)のトイレ誘導や排 せつ介助等、(5)の適 したおむつ、排せつ 状況を踏まえて、(6)の 基礎的知識、予防効 果を向上、括弧書は 25号通知、43号通知</p> <p>(8)の夜間は25号通 知、43号通知</p> <p>(9)の付添は県例示</p>
<p>14 食 事</p> <p>【37号省令140条の9、39号省令44条、35号省令146条、25号通知第3-8-3(7)-4(7)、第4-3-8(4)、43号通知第4-12、第5-7】</p> <p>(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(3) ・食事は、適切な時間に提供されているか。夕食は、午後5時以降となっているか。(午後6時以降とすることが望ましい。) ・入居者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要時間を確保しているか。</p> <p>(4) ・入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 ・その際、共同生活室で食事を摂るよう強制していないか。</p> <p>(5) ・調理は、あらかじめ作成された献立表に従っているか。 ・実施状況が明らかにされているか。</p> <p>(6) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。</p> <p>(7) 業務の委託を行っている場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。</p> <p>☆施設が自ら実施すべき業務</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否 否</p> <p>適 否</p> <p>無 有</p>	<p>【Ⅱ216、217、238、239 619、620、643、932】</p> <p>・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書 ・検食に関する記録 ・委託契約書 ・給食会議議事録</p> <p>(3)の時間、(4)の強制、 (5)～(10)は25号通 知、43号通知</p> <p>保護施設等における 調理業務の委託につ いてS62.3.9社施39号 社会局長通知</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>①栄養管理（給食委員会の運営、献立表作成基準の作成、献立表の確認、食数の注文・管理、食事箋の管理、嗜好調査等の企画・実施、検食の実施・評価など）</p> <p>②調理管理（作業仕様書の確認、管理点検記録の確認など）</p> <p>③材料管理（食材の点検、食材の使用状況の確認）</p> <p>④施設等管理（調理加工施設の設置・改修、使用食器の確認）</p> <p>⑤業務管理（業務分担・従業者配置表の確認）</p> <p>⑥衛生管理（衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示）</p> <p>⑦労働衛生管理（健康診断実施状況等の確認）</p> <p>(8) 居室関係部門と食事関係部門の連携が十分取られているか。</p> <p>(9) 入居者へ十分な栄養食事相談を行っているか。</p> <p>(10) 食事の内容については、医師又は栄養士を含む給食会議において検討を加えられているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>15 相談及び援助</p> <p>【37号省令134条、39号省令15条、35号省令149条、25号通知第3-8-3(10)、第4-3-8(7)、43号通知第4-13】</p> <p>(1) 常に入居者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行い得る体制をとっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217、620、933】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に関する書類 ・相談簿等
<p>16 社会生活上の便宜の提供等</p> <p>【37号省令140条の10、39号省令45条、35号省令150条、25号通知第3-8-4(8)、43号通知第4-14(2)～(4)、第5-8】</p> <p>(1) ・教養娯楽に係る活動の機会を提供しているか。 ・入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。</p> <p>(2) ・郵便、証明書等の交付申請手続き等、必要に応じた代行を原則としてその都度同意を得て実施しているか。 ・金銭に係るものは、事前に書面等により同意を得ているか。 また、代行後はその都度確認を得ているか。</p> <p>(3) ・入居者の家族との連携、入居者とその家族との交流等の機会の確保（会報の送付、行事参加の呼びかけ等）に努めているか。 ・面会場所、時間の設定等は適切であるか。</p> <p>(4) 入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。</p> <p>入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ239、620、621、643、644、933】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備台帳等 ・事業計画(報告)書 ・代行取扱の要領 ・同意に関する記録 ・確認を得た文書 ・入居者に関する書類 ・面会記録 <p>(2)は同意を得て代行のみ39号省令(2)の他の部分、(3)の括弧書、面会場所、時間、(4)の括弧書は43号通知</p>
<p>17 機能訓練</p> <p>【37号省令132条、39号省令17条、35号省令147条、25号通知第3-8-3(8)、第4-3-8(5)、43号通知第4-15】</p> <p>(1) ・入居者の心身の状況等に応じて、適切な機能訓練を実施しているか。 ・日常生活の中での訓練、レクリエーション行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217、621、933】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練に関する記録 ・訓練に関する日誌 <p>25号通知、43号通知</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>18 健康管理 【37号省令133条、39号省令18条、35号省令148条、25号通知第3-8-3(9)、第4-3-8(6)、43号通知第4-16】 (1) 医師・看護職員は常に入居者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217、621、933】 ・看護に関する日誌 ・入居者に関する文書</p>
<p>19 入居者の入院期間中の取扱い 【39号省令19条、43号通知第4-17】 (1) ・退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。 ・入院後概ね3月以内に退院することが見込まれる場合、円滑に再入居できるようにしているか。 (2) 短期入所生活介護事業等に利用する場合再入居を考慮したベット利用となっているか。</p>	<p>適 否 適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ621、622】 ・入居者に関する書類 ・診断書等 ・短期入所に係るベット利用計画書 ・入院者の名簿 (1)の主治医確認、(2)は43号通知</p>
<p>20 入居者に関する市町村への通知 【37号省令26条、39号省令20条、25号通知第3-1-3(14)、43号通知第4-18】 (1) 入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ217、218、622】 ・市町村に送付した通知</p>
<p>21 管理者による管理 【37号省令122条、39号省令21条、35号省令130条、25号通知第3-8-1(5)、43号通知第4-19】 (1) 管理者は専ら当該施設の職務に従事する常勤者か。 ただし、以下の場合で当該施設の管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。 ①当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある事業所、施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ③サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ202、203、622、909】 ・組織図 ・職務分担表 ・運営規程 ①は43号通知</p>
<p>22 管理者の責務 【37号省令52条、39号省令22条、25号通知第3-2-3(4)、43号通知第4-20】 (1) 管理者は当該施設の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ218、623】 ・組織図 ・業務日誌、業務報告書等</p>
<p>23 計画担当介護支援専門員の責務 【39号省令22条の2、43号通知第4-21】 計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」</p>		<p>【Ⅱ623】</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 入居申込者の入居に際し、<u>居室介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居室サービス等の利用状況等を把握すること。</u></p> <p>② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、<u>その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</u></p> <p>③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、<u>居室において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと。</u></p> <p>④ 入居者の退居に際し、<u>居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居室介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</u></p> <p>⑤ 身体的拘束等の態様及び時間、<u>その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>⑥ <u>苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>⑦ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</u></p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>24 運営規程</p> <p>【37号省令140条の11、39号省令46条、35号省令156条、25号通知第3-1-3(17)、-6-3(4)、-8-3(13)、-4(9)、43号通知第4-22(1)、(3)～(5)、第5-9】</p> <p>(1)・<u>運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。</u></p> <p>① 施設(事業)の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居(利用)定員</p> <p>④ ユニットの数及びユニットごとの入居(利用)定員</p> <p>⑤ 入居者に対する<u>指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)</u>の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の送迎の実施地域</p> <p>⑦ 施設の(サービス)の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ その他施設の運営に関する重要事項 (入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。)</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ218～220、239、240、624、644、649、919、920】</p> <p>・運営規程</p> <p>⑩の括弧書は25号通知、43号通知</p>
<p>25 勤務体制の確保等</p> <p>【37号省令140条の11の2、39号省令47条、35号省令157条、25号通知第3-8-4(10)、43号通知第4-23、第5-10】</p> <p>(1) <u>適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務体制を定めているか。</u></p> <p>・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p>	<p>適 否</p>	<p>【Ⅱ240、624、625、644～646、920】</p> <p>・就業規則</p> <p>・勤務表</p> <p>・業務委託契約書</p> <p>・研修計画出張命令</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>・ユニットごとにユニットケアリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>(ユニットリーダーについて、当面は施設に2名以上(2ユニット以下は1名)研修受講者を配置し、受講者の配置のないユニットには責任者を定めること。)</p> <p>(2) 勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。(勤務計画が作成されているか。)</p> <p>・必要事項(日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の配置、管理者との兼務関係等)が記載されているか。</p> <p>(3) 勤務体制を定めるにあたっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</p> <p>(4) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。</p> <p>・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。</p> <p>(5) 従業者の資質向上のため、内部の研修会や他で実施される研修会に参加させているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・研修会資料</p> <p>・研修受講修了証</p> <p>(1)のユニットケアリーダー研修受講、括弧書、(2)、(4)の調理、洗濯、清掃等は25号通知、43号通知</p> <p>(5)の内外の研修会は43号通知</p>
<p>26 定員の遵守</p> <p>【37号省令140条の12、39号省令48条、35号省令158条、27号告示3号、11号16号】</p> <p>(1) 入居定員及び居室の定員は守られているか。</p> <p>定員超過利用のやむを得ない事情</p> <p>① 災害</p> <p>② 虐待</p> <p>③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合</p> <p>④ 入院者が当初予定より早期に再入居が可能となり、その時点で満床であった場合(空床型短期利用を含む)</p> <p>⑤ 近い将来本体入所が見込まれる者が家族の急遽入院等事情を勘案して入所することが適当と認められる場合</p> <p>⑥ 緊急短期ネットワーク加算を算定する場合</p> <p>(③～⑥は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。)</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ241、646、651～654、920、1126、1137、1144、1145】</p> <p>・入居者名簿</p> <p>・緊急性を判断するに際しての記録</p> <p>③～⑥は27号告示</p> <p>⑤は77・123号通知</p>
<p>27 非常災害対策</p> <p>【37号省令103条、39号省令26条、25号通知第3-6-3(6)、43号通知第4-24】</p> <p>(1) 非常災害に関する具体的な計画があるか。</p> <p>具体的な計画とは、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画のことで、土砂災害危険箇所等、施設の立地環境に見合った計画が求められる。</p> <p>・火災等の災害時の通報体制を職員に周知徹底しているか。</p> <p>・日頃から消防団や地域住民との連携体制を構築しているか。</p> <p>・消防法等に基づいて、年2回以上、消火訓練及び避難訓練を行っているか。</p> <p>・消防計画の策定及び消防業務の実施は、防火管理者が行って</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ222、625、626】</p> <p>・消防計画</p> <p>・訓練記録</p> <p>・消防署の検査記録</p> <p>具体的な計画(土砂災害危険箇所等は県例示)、消防団や地域住民との連携、防火管理者は25号通知、43号通知</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
いるか。 〔甲種防火管理者＝延べ面積300㎡以上〕 〔乙種防火管理者＝延べ面積300㎡未満〕		年2回以上の実施は 消防法施行規則3条 10項
28 衛生管理等		
【37号省令104条、39号省令27条、268号告示、25号通知第3-6-3(7)、43号通知第4-25】		【Ⅱ21、222、223、626 ～628】
(1) 調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適 否	・受水槽清掃記録 ・医薬品等の管理簿
(2) 食事の提供に使用する食器等の消毒は適正に行われているか。	適 否	・定期消毒の記録
(3) ・入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生管理をしているか。	適 否	・衛生マニュアル ・食中毒防止等の記録等
・医薬品、医療用具は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が十分に行われているか。	適 否	・指導等の記録
(4) 感染症が発生、まん延しないよう必要な措置を講じているか。	適 否	・委員会の記録
(5) ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置として、保健所と常に密接な連携に努め、助言指導を受けた場合は適切に改善を行っているか。	適 否	・指針 ・研修の記録
・特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	適 否	(1)、(2)、(7)の平常時の対策、発生時の対応、研修プログラム、年2回、新規採用時は43号通知
(6) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。 (施設内の温度設定はどの程度を目安にしているか。)	適 否	(5)、(6)は25号通知、 43号通知
(7) ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、幅広い職種により構成する感染対策委員会（事故防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。）をおおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っているか。	適 否	((6)例:室温25℃、湿度85%未満)
・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、平常時の対策（衛生管理、感染対策等）及び発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、医療処置、行政への報告等）を規定しているか。	適 否	
・指針に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成し、年2回以上定期的に開催しているか。また、新規採用時にも開催しているか。	適 否	
・感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、従業員に対する指示、関係機関との連携、各有症者に講じた措置及びその記録、保健所等への報告等を速やかに行う体制を構築しているか。	適 否	
29 協力病院等（緊急時の対応）		【Ⅱ218、622、913】
【37号省令136条、39号省令28条、35号省令137条、25号通知第3-8-3(12)、43号通知第4-26】		・掲示板 ・契約書
(1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適 否	・緊急時対応マニュアル
(2) ・協力病院は近距離か。	適 否	(2)近距離は25号通知、43号通知

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>・契約内容は適切か。(休日、夜間の受入体制等) <u>(3) 協力歯科医療機関の有無</u></p>	<p>適有 否無</p>	<p>休日、夜間の受入体制等は<u>県例示</u></p>
<p>30 掲 示 [掲示場所確認] 【37号省令32条、39号省令29条】 (1) ・重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。 (記載事項、文字の大きさ、掲示方法等) ・掲示事項はすべて掲示されているか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③協力病院 ④利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ⑤苦情に対する措置の概要 ⑥入所指針</p> </div>	<p>適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ 223、224、628】 ⑤は25号通知3-1-3(23)、43号通知第4-29【Ⅱ 224、629、630】 ⑥は0807004号通知【Ⅱ 655】</p>
<p>31 秘密保持等 【37号省令33条、39号省令30条、25号通知第3-1-3(21)、43号通知第4-27】 (1) 入居者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。 (2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。(例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。) (3) ・サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、入居者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がなされ、文書による同意を得ているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否 適 否 適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ 223、224、628、629】 ・就業時の取り決め等の記録 ・入居者(家族)の同意に関する記録 ・実際に使用された文書等(会議資料等) (2)の括弧書は25号通知、43号通知</p>
<p>32 広 告 【37号省令34条、39号省令31条】 (1) ・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。(誇大) ・広告のサービスが運営規程等と整合しているか。(虚偽)</p>	<p>適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ 224、629】 ・ポスター ・パンフレット</p>
<p>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止 【37号省令35条、39号省令32条、25号通知第3-1-3(22)、43号通知第4-28】 (1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◎居宅介護支援事業者の比率 指定介護老人福祉施設 ☆(事業者名) () % ☆(事業者名) () % 指定短期入所生活介護事業 ☆(事業者名) () % ☆(事業者名) () % ※同系列でない居宅介護支援事業者の比率が高くなっている場合は、その理由 _____ <u>(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収</u></p>	<p>適 否 適 否</p>	<p>【Ⅱ 224、629】</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
<p>受していないか。</p> <p>◎<u>居宅介護支援事業者の比率</u> <u>指定介護老人福祉施設</u> ☆(事業者名) () (%) ☆(事業者名) () (%)</p> <p>※同系列でない居宅介護支援事業者の比率が高くなっている場合は、その理由</p>		
<p>34 苦情処理</p> <p>【37号省令36条、39号省令33条、25号通知第3-1-3(23)、43号通知第4-29】</p> <p>(1) 苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ・相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ224、225、629、630】 [苦情処理方法について具体的な方法及び過去1年間の苦情の状況を確認] ・苦情に関する記録 ・苦情処理マニュアル ・掲示物 ・指導等に関する記録</p> <p>(1)は必要な措置以外、(3)は25号通知、43号通知</p>
<p>35 地域との連携等</p> <p>【37号省令139条、39号省令34条、35号省令140条、25号通知第3-8-3(14)、43号通知第4-30】</p> <p>(1) 地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。 (地域の自治会との交流、ボランティアの受け入れ等)</p> <p>(2) 入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ222、630、631、914】 ・地域交流に関する記録 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録</p> <p>(1)の括弧書は県例示</p>
<p>36 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>【37号省令37条、39号省令35条、25号通知第3-1-3(24)、43号通知第4-31】</p> <p>(1) 介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針を定めた事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(2) 介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるために、事実の報告その分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底する体制が整備されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【Ⅱ225、631～633】 ・指針 ・連絡体制図 ・事故記録 ・委員会の記録 ・研修の記録</p>

確認事項	適否	根拠・確認書類
(3) 介護事故発生の防止及び再発防止のため、幅広い職種により構成する事故防止検討委員会(感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない)を定期的開催しているか。	適 否	(3)の幅広い職種により構成、(4)の研修プログラム、年2回以上は43号通知
(4) 指針に基づいた介護事故発生の防止及び再発防止のための研修プログラムを作成し、年2回以上定期的開催しているか。また、新規採用時にも開催しているか。	適 否	
(5) 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 (市町村、家族、居宅介護支援事業者等に対する連絡体制)	適 否	(5)、(9)は25号通知
(6) 事故が発生した場合、市町村、家族、居宅介護支援事業者等への連絡等必要な措置を講じているか。	適 否	
(7) (6)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 否	
(8) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。	適 否	
(9) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じているか。	適 否	
37 会計の区分		
【37号省令38条、39号省令36条、25号通知第3-1-3(25)、43号通知第4-32、8号通知、18号通知】		【Ⅱ226、633】
(1) ・事業所ごとの区分か。 ・指定介護老人福祉施設(指定短期入所生活介護事業)の会計は独立した一つの会計の区分となっているか。	適 否 適 否	・会計関係書類
(2) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に沿った会計処理となっているか。	適 否	(2)は8号通知
38 記録の整備		
【37号省令139条の2、39号省令37条、35号省令141条】		【Ⅱ226、633、914】
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 否	・従業者に関する名簿
(2) 入居者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	適 否	・履歴書
<p>① 施設サービス(短期入所生活介護)〔介護予防短期入所生活介護〕計画</p> <p>② 基準第8条第2項(第140条において準用する第19条第2項)〔第142条において準用する第19条第2項〕に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 基準第11条5項、第42条第7項(第128条第5項)〔第136条第2項〕に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 基準第49条において準用する第20条(第140条において準用する第26条)〔第142条において準用する第23条〕に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 基準第49条において準用する第33条第2項(第140条において準用する第36条第2項)〔第142条において準用する第34条第2項〕に規定する苦情の内容等の記録</p>		

確 認 事 項	適 否	根拠・確認書類
<p>⑥ 基準第49条において準用する第35条第3項(第140条において準用する第37条第2項)〔第142条において準用する第35条第2項〕に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>		
<p>第5 変更の届出等</p> <p>【法律75条、89条、115条の5、規則131条、135条、140条の19】 開設者の住所等に変更があったときは、10日以内に、その旨を届出ているか。</p>	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届書類
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>【19号告示、21号告示、127号告示、40号通知第2-1(1)】</p> <p>(1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。</p> <p>(2) 地域区分は適切か。</p> <p>(3) 端数処理は適切か。</p>	適 否 適 否 適 否	<p>【I 137、582、872】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス(短期入所生活介護)計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・サービス提供票・別表
<p>2 介護福祉施設サービス(短期入所生活介護費)</p> <p>【19号告示8ロ、注1、21号告示1ロ、注1、注2、127号告示8ロ、注1、26号告示7号ニ、8号ハ、ニ、37号ハ、ニ、38号ハ、ニ、63号、64号、27号告示3号、11号、16号、29号告示1号ロ、ハ、5号、8号ロ、77・123号通知、40号通知第2-2(2)~(5)、5(1)、(3)、(4)、0317001号通知別紙1第2-8(2)~(5)】</p> <p>1 ユニット型介護福祉施設サービス費(短期入所生活介護費)</p> <p>2 ユニット型旧措置入所者介護福祉サービス費</p> <p>(1) 施設基準に従い、入居者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。</p> <p>(2) 特例利用(指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供)がある場合適切に算定されているか。</p> <p>(3) 月平均の入居者の数(小数点以下切り上げ)が運営規定に定められている入居定員を超えている場合又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100で算定しているか。</p>	適 否 適 否 適 否	<p>【I 275~278、600~603、934~938、II 651~654、1102、1103、1117、1122、1126~1128、1137、1138、1144~1146、1155、1156、1159~1161】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス(短期入所生活介護)計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・届出書(写) ・緊急性を判断するに際しての記録
<p>3 連続した利用</p> <p>【19号告示8ロ注11、127号告示8ロ注9】</p> <p>(1) 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。</p>	適 否	<p>【I 286、942、943】</p>